

資料 3－3

千葉県国民健康保険運営方針(骨子案)のパブリックコメントで寄せられた主な意見

意見提出者数：2団体・1個人

※ 意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約等をさせていただきました。

番号	箇所	意見の概要	県の考え方
1	方針策定に当たって (位置付け)	「また、市町村は、本方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めることとされている（法第82条の2第8項）」に、「が、あくまで、本方針は助言である」を挿入します。 法的には県と自治体との関係は「助言」にすぎないことは明らかですが、改めて明記することが必要です。	改正後の国民健康保険法第82条の2第8項で、「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。」とされています。
2	方針策定に当たって (検証・見直し)	「県は平成30年4月の実施後、速やかに市町村や被保険者などの意見を聴取するなど検証し、必要な見直しを行うものとする。」を挿入します。	御意見の趣旨を踏まえ、「取組状況等を毎年度把握・検証し、」と記載を修正しました。
3	国民健康保険の現状	「保険料の推移」「一人当たりの所得」「各保険者の比較」さらに「国保の滞納世帯数と滞納世帯率」に関する表を挿入します。 厚生労働省の平成26年10月29日付「資料」にあるように、市町村国保が抱える構造的な問題として「財政基盤」の項目では、「所得水準が低い」と「保険料負担が重い」ことが一番目、2番目に取り上げられています。本県においても、別紙の表や、法定軽減世帯が全体の45%・人数でも43.5%を占めていることからも明らかなように、二つの課題を県として明示して、解決することが必要です。（2）保険者規模、以下は順次繰り下げます。	「各保険者の比較」に関するデータは、方針案29ページ以下のデータ集に記載を追加しました。その他の御意見いただいた事項に関するデータについては、データ集に記載しています。 市町村国保が抱える構造的な問題については、方針案1ページに「1 策定の背景」を設け、記載を追加しました。
4	国民健康保険の現状	厚生労働省の平成26年10月29日付の資料にもあるように、国保が抱える構造的な問題として「財政基盤」の項目で「所得水準が低い」と「保険料負担が重い」ことが挙げられています。本県においても法定軽減世帯が全体の45%を占めていることからも明らかなように、被保険者（県民）の負担能力に応じた保険料設定に努めるよう基本的な考えを明記し、解決を図ること。	保険料率の設定については、骨子案12ページ「イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方」に、「市町村は、標準保険料率と参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。」と記載しています。 なお、保険料については、被保険者の過重な負担とならないよう、法定軽減措置が設けられており、その軽減分は公費で負担しています。
5	国民健康保険の現状	（4）単年度実質収支、決算補填等目的の法定外繰入、繰上充用については市町村の裁量に任せること。	国保財政を安定的に運営していくためには、実質的な財政収支の改善を図ることが重要であると考えます。 決算補填等目的の法定外繰入等の基本的な考え方について、骨子案12ページ「イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方」に記載のとおり、「地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要がある」、「住民の理解を得ながら、計画的な解消・削減に努める」旨を記載しています。

番号	箇所	意見の概要	県の考え方
6	運営に当たっての 基本的な考え方	「○ 本県の国民健康保険の運営は」の前に「○ 本県として、社会保障制度としての国民健康保険の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与することに努めるものとする。」を挿入します。	方針案1ページに「1 策定の背景」を設け、以下の記載を追加しました。 「○ 国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度である。」
7	運営に当たっての 基本的な考え方	「（基本理念）持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」を「（基本理念）社会保障制度として持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」に改めます。 従つて前項の「基本的な考え方」の文言も「社会保障制度として持続可能な国民健康保険制度の運営を目指す」に改めます。	
8	運営に当たっての 基本的な考え方	「本県の国民健康保険の運営は」の前に「本県として、社会保障制度としての国民健康保険の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与することに努めるものとする。」を入れること。	
9	国保運営上の 各主体の役割	最初に「ア 県の役割」とし、「○社会保障制度としての国民皆保険制度の最後の砦として 国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、必要な指導・助言及び支援をしなければならない」を挿入します。	骨子案10ページに記載のとおり、県の役割として、「国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担う」とこととしていることから、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、引き続き市町村等に対して必要な助言等を行ってまいります。
10	国保運営上の 各主体の役割	「オ 被保険者（県民）」とし、「○ 疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受ける権利を有する」「○ 保険料、医療費の窓口負担については、負担能力に応じたものを適切に納付、支払うものとする。」を挿入します。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
11	国保運営上の 各主体の役割	「○ かかりつけ医…適切な受診に努める。」の文言を「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局などを持つこと、平日の診療時間内の受診や夜間・休日急病診療所を受診するなど適切な受診に努める」に改めます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
12	国保運営上の 各主体の役割	エ) 市町村の役割として「○保険料の決定に際しては、社会保障制度としての国民健康保険制度の目的に照らして、被保険者の所得、保険料負担などの実情を踏まえたものとする。」を挿入します。	保険料率の設定については、骨子案12ページ「イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方」に、「市町村は、標準保険料率と参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。」と記載しています。 なお、保険料については、被保険者の過重な負担とならないよう、法定軽減措置が設けられており、その軽減分は公費で負担しています。
13	国保運営上の 各主体の役割	国民健康保険制度の構造的な問題を勘案し、保険料を滞納している世帯の所得状況を定期的に調べ、短期保険証や資格証明書が機械的に発行することがないよう努めること。また、発行せざるを得ない場合であっても、被保険者（県民）の生活状況や健康状態等を聞き取り、必要な医療が受けられるよう各関係部署が連携し、懇切丁寧な対応を行うこと。	御意見の趣旨を踏まえ、方針案21ページ「3 保険料の徴収の適正な実施」において、「イ 市町村の取組」に「個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用」を追加しました。 また、「総論」において、滞納処分等の実施に当たっては、個々の実情を十分に勘案して適切に取扱うことが重要である旨、記載を追加しました。
14	国への働きかけ	「○ 県及び国民健康保険・・・・働きかけを行う。」の文言に「国に提言、要望し、社会保障制度としての国民皆保険制度の最後の砦として持続可能な・・・」を挿入します。	方針案1ページに「1 策定の背景」を設け、以下の記載を追加しました。 「○ 国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度である。」
15	国への働きかけ	「安定的な財政運営を続けていくために、社会保障制度として国民皆保険の最後の砦である国民健康保険制度に対し、国庫負担を減額し続けていることが問題であり、国の予算を増額することが重要である。」を入れること。	骨子案10ページの「国への働きかけ」に記載のとおり、国に対しては、持続可能な国民健康保険制度の構築に向け、引き続き必要な要望等を行ってまいります。

番号	箇所	意見の概要	県の考え方
16	財政運営に係る基本的な考え方と取組（総論）	○の部分に必要な支出の後を「国庫負担金や保険料等で賄うことにより」に改めます。	「国庫負担金等」には、国だけでなく県や市町村が負担する公費等も含めて考えておりますので、原案どおりの記載とさせていただきます。
17	市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	「○单年度実質収支、決算補填等目的の法定外繰入、繰り上げ充用については市町村の裁量に任せること」を明記します	国保財政を安定的に運営していくためには、実質的な財政収支の改善を図ることが重要であると考えます。 決算補填等目的の法定外繰入等の基本的な考え方について、骨子案12ページ「イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方」に記載のとおり、「地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要がある」、「住民の理解を得ながら、計画的な解消・削減に努める」旨を記載しています。
18	市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	二つ目の○の項の「標準保険料を参考としつつ」の後に「被保険者の所得が低く、保険料負担が重いことなど地域の被保険者の所得、保険料負担などの実情を考慮したうえで」を挿入します。	保険料（税）率の決定は各市町村の権限であり、「地域の実情」は市町村により様々であると考えます。
19	市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	2項目：「標準保険料を参考としつつ」の後に「被保険者（県民）の所得が低く、保険料負担が重いことなどの実情を考慮したうえで」とすること。負担能力に応じた払える保険料となるよう特別会計の活用を検討すること。	保険料（税）率の決定は各市町村の権限であり、「地域の実情」は市町村により様々であるとの認識のもと、決算補填等目的の法定外一般会計繰入については、地域の実情を十分に勘案し、計画的な解消・削減に努めることとしています。 なお、骨子案10ページの「国への働きかけ」に記載のとおり、国に対しては、持続可能な国民健康保険制度の構築に向け、引き続き必要な要望等を行ってまいります。
20	市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	三つ目の○の項を「現在の市町村の国民健康保険特別会計の収支状況をみてみると、決算補填等のための法定外の一般会計繰り入れがなければ、多くの自治体が赤字となっている。従って国庫負担等の増額により、実質的な財政収支の改善を図ることが重要である」に改めます。	国保財政を安定的に運営していくためには、実質的な財政収支の改善を図ることが重要であるとの認識のもと、決算補填等目的の法定外一般会計繰入については、地域の実情を十分に勘案し、計画的な解消・削減に努めることとしています。
21	市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	六つ目の○の項の「法定外一般会計繰入の解消・削減は、被保険者の保険料負担の急激な増加につながるため、地域の実情を勘案し、存続・充実を図る」に改めます。	骨子案10ページの「国への働きかけ」に記載のとおり、国に対しては、持続可能な国民健康保険制度の構築に向け、引き続き必要な要望等を行ってまいります。
22	市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	一つ目の○の項の「整理・検討しながら」を「すること」に改め、つづいて「そして、国庫負担等の増加を見据えながら、」を挿入し、以下「保険料収納率の向上・・・・・・計画的な解消・削減に努める」に改めます。	予期せぬ保険料（税）収納率の悪化や医療費の見込みを上回る増大等により財政収支の不均衡が生ずる場合に、決算補填のため的一般会計からの繰入れ等を回避し、国保財政の安定化を図ることが財政安定化基金の目的です。
23	財政安定化基金の趣旨	一つ目の○の項の「財源不足となった場合に、」以下の「一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、以下の場合」までを削除します。	御意見の趣旨を踏まえ、「イ 市町村の取組」に「個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用」を追加しました。 また、「総論」において、滞納処分等の実施に当たっては、個々の実情を十分に勘案して適切に取扱うことが重要である旨、記載を追加しました。
24	収納対策	「国保保険料の滞納は、被保険者の生活困難のシグナルととらえ、減免制度や納税緩和措置の適切な運用を行う。」を挿入します。	
25	収納対策	○「地域の実情」と「を考慮しつつ」の間に「とりわけ滞納者のくらしと健康状態・罹病の有無・受診状況」を挿入します。	
26	収納対策	「納税緩和措置を周知し、適切な運用」のため納付相談窓口やホームページでの周知徹底」を挿入します。	
27	収納対策	「個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施」の前に「『特別の事情』に十分配慮し、積極的に活用し」を挿入します。	
28	収納対策	「クレジットカード納付の導入」は削除します。	クレジットカード納付は、被保険者の利便性向上に資するための納付方法の多様化における例示の一つとして記載しています。

番号	箇所	意見の概要	県の考え方
29	収納対策	「生活困窮者担当部局」を「生活保護担当部局等」に改めます。	「生活保護担当部局」は「生活困窮者担当部局など」に含まれると考えます。
30	収納対策	「・研修や講習会等の実施」の項の「研修」の前に「納税緩和措置や減免規定などの」を挿入します。	研修や講習会における講義内容には納税緩和措置等も含まれます。
31	保険給付の適正な実施	イ) 「診療報酬等の適正な支払いを確保するため、レセプト点検の充実・強化を行う」を削除すること。 ウ) 「市町村に対し定期的な指導・助言を行い、レセプト点検の充実強化を支援する」を削除すること。	法令等に基づき診療報酬等が適切に請求されているか確認することは、医療保険制度への信頼や国保財政の健全化等にとって重要な取組であると考えます。
32	医療費の適正化の取組	「歳出の中心である医療費の適正化に取組む」としていますが、県が行うべきことは「公的医療費の削減ありき」の医療費適正化の取組を医療現場へのごり押しするのではなく、進行する「医療崩壊」を食い止め、県民に必要な医療従事者を確保し、地域の特性に基づいて、医療提供体制の整備を図るなど、医療へのアクセスを充実させること。これは疾病の重症化を防ぎ、ひいては医療費の抑制につながると考えます。	「医療費の適正化の取組」は、県民の健康の保持の推進や、限られた資源を有効に活用することで、持続可能な国保健康保険制度の運営を目指すものです。 なお、医療提供体制の整備等は、千葉県保健医療計画等に基づき推進しているところです。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
33	医療費の適正化の取組	2項目：「後発医薬品の使用を図るため、被保険者に希望カードの配布や医療費通知の効果的な実施に取組む」としていますが、後発医薬品は先発品と成分や規格等が同一であっても適用病名が全く同じとは限らないことから、医師への照会なく適用病名のない医薬品に変更が行われた場合は、医療機関に減点が行われます。後発品医薬品使用が促進され、患者負担も含め医療費が軽減されることはあるかもしれません、それは安心・安全が保障されてはじめて許されることであると考えます。	御指摘の点にも留意しながら、後発医薬品の使用促進を図ってまいります。
34	医療費の適正化の取組	六つ目の○の項の「インセンティブの提供を行う」を削除し「ヘルスケアポイント事業の実施など・・・・被保険者の自主的な権利を促す」に改めます。	広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組として、ヘルスケアポイント事業の実施等の「個人へのインセンティブの提供の実施」が保険者努力支援制度の評価指標とされていることから、原案どおりの記載とさせていただきます。
35	医療費の適正化の取組	3項目：糖尿病性腎症の重症化予防について、原因となる肥満や高血糖、歯周病等の慢性炎症を早期に発見し治療を行うことが重要で、そのためには医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、栄養士等コメディカルとの連携と情報共有を強化する、を入れること。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
36	事務の効率的な運営の推進	二つ目の○の項は「なお、国における医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認や医療等IDを用いた医療情報等の連携の仕組みの構築、診療報酬業務の在り方の見直しなどについては、個人情報保護に十分配慮しつつ事務の効率化の検討を進めていく」に改めます。	御意見の趣旨を踏まえ、「個人情報の取扱いに十分配慮しながら、事務の効率化などの検討を進めていく」と記載を修正しました。
37	施策の効率的な実施のための取組	最後の項目に「○千葉県国民健康保険運営協議会の被保険者代表を公募する。」を挿入します。	いただいた御意見は、今後の運営の参考とさせていただきます。
38	目標収納率	人口に対して目標収納率が提起されているが、一万人以下の場合93.84を超えてはいるのは6自治体と3分の1です。県全体の89.88を達していないのは12自治体あります。目標収納率は国民健康保険税を納める方の実情を考え低くすべきと思います。 現在でも各自治体は努力をしています。	目標収納率は、保険者努力支援制度（平成30年度分）の「収納率向上に関する取組」に関する評価指標を参考に、市町村や国保運営協議会の意見も踏まえて設定しています。
39	保険者努力支援制度	この制度の実現には、職員数が少ない自治体が苦慮している現状を考えて、その対応のために職員の配置を増やすなどの努力が必要と思い、県からの援助が必要です。	いただいた御意見は、市町村への支援・助言等を行う際の参考とさせていただきます。